甲斐市立玉幡中学校 校長 樋川 和之

インフルエンザによる出席停止について

学校保健安全法により、インフルエンザにかかった場合は出席停止の措置がとられます。この措置はお子さまが十分休養して早く病気を治すためと、他の子どもたちへの感染を防ぐためのものです。

出席停止期間は、<u>「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」</u>となります。発症日は病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状が始まった日となりますので、病院受診時に医師に確認してください。

登校する際は、ご家庭で下記に必要事項を記入していただき、担任に必ず提出していただきますようお願いいたします。インフルエンザに限っては、再度医療機関を受診し、証明をいただく必要はありません。

インフルエンザ報告書

- 1. 下の表に、日付を記入してください。
- 2. 毎日体温を記入し、解熱した日に○をつけてください。
- 3. 解熱した日と表の①~⑤を照らし合わせて、登校可能日を確認してください。

	発症日	発症後							
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日
体温	ပ	°	င	ပ	င	Ĵ	င	c	Ç
解熱した日に〇									
①発症後1日目に 解熱した場合 (最低基準)	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能〇		
②発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可能〇		
③発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能〇		
④発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能〇	
⑤発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能〇

インフルエンザ()型	診断を受けた医療機関名

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過し、

体調も良好のため、令和 年 月 日より登校します。

年 組 生徒氏名

保護者氏名